

栃木県部活動地域展開等人材バンク及び研修動画システム構築・保守管理業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和 8 (2026) 年 9 月

栃木県教育委員会事務局健康体育課

栃木県部活動地域展開等人材バンク及び研修動画システム構築・保守管理業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

1 委託業務の概要

- (1) 業務名
栃木県部活動地域展開等人材バンク及び研修動画システム構築・保守管理業務
- (2) 業務内容
別紙 1 「栃木県部活動地域展開等人材バンク及び研修動画システム構築・保守管理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日 (水) まで
- (4) 委託料上限額
17,030,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 担当所属及びお問い合わせ先
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20 栃木県庁南別館 (本庁合同ビル) 5 階
栃木県教育委員会事務局健康体育課体力向上・部活動改革担当
電話 : 028-623-3415
電子メール : kenko-taiiku@pref.tochigi.lg.jp

2 参加資格

栃木県部活動地域展開等人材バンク及び研修動画システム構築・保守管理業務公募型プロポーザル (以下「プロポーザル」という。) への参加を希望する者 (以下「参加者」という。) は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。
- (2) 栃木県物品調達等競争入札参加資格等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時まで資格を取得する見込みであること。
- (3) 実施要領等の公表日から選定結果の通知・公表までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止措置等措置要領 (平成 22 (2010) 年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止措置期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) 本事業の遂行に必要な組織、人員及びノウハウを有していること。
- (6) 栃木県暴力団排除条例 (平成 22 年栃木県条例第 30 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- (7) 令和 3 (2021) 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体と本業務と同様の業務に係る契約を締結し、当該業務を適正に履行した実績を有する者であること。
- (8) 県税を滞納していないこと。

3 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和 8 (2026) 年 9 月 4 日 (金)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和 8 (2026) 年 9 月 10 日 (木) 午後 5 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 8 (2026) 年 9 月 17 日 (木)
エ 参加表明書の提出期限	令和 8 (2026) 年 9 月 28 日 (月) 午後 5 時必着
オ 参加資格結果の通知	令和 8 (2026) 年 10 月 5 日 (月)
カ 企画提案書等の提出期限	令和 8 (2026) 年 10 月 20 日 (火) 午後 5 時必着
キ 選定委員会 (プレゼンテーション)	令和 8 (2026) 年 10 月 26 日 (月)
ク 選定結果の通知・公表	令和 8 (2026) 年 11 月上旬

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和 8 (2026) 年 9 月 4 日 (金)～令和 8 (2026) 年 9 月 28 日 (月)

イ 配布場所：栃木県ホームページからダウンロードすること。

(URL) <https://www.pref.tochigi.lg.jp/m12/2026bankupuropo.html>

(3) 実施内容等に関する質疑及び回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式 1）にて提出すること。

ア 受付期間：令和 8 (2026) 年 9 月 4 日 (金) から令和 8 (2026) 年 9 月 10 日 (木) 午後 5 時まで (必着)

イ 質疑方法：電子メールにより、1 (5) に送付すること。

※件名に「栃木県部活動地域展開等人材バンク及び研修動画システム構築・保守管理業務 (団体等名)」と記載すること。

ウ 回答期日：令和 8 (2026) 年 9 月 17 日 (木)

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

参加者は、参加表明書（別記様式 2）及び参加資格確認書（別記様式 3）会社等概要（別記様式 4）及び統括責任者及び担当者について（別記様式 5）を作成し、電子メール、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和 8 (2026) 年 9 月 28 日 (月) 午後 5 時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出方法：電子メール、持参（平日の午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）により、1 (5) に提出すること。

※ 電子メールの場合は、件名に「栃木県部活動地域展開等人材バンク及び研修動画システム構築・保守管理業務 (団体等名)」と記載すること。

※ 郵送の場合は到着確認のため電話連絡を行うこと。

※ なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 8 (2026) 年 9 月 30 日 (水) 午後 5 時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して、参加資格確認を行い、その結果を通知する。ただし、企画提案書等の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなった時は、参加資格を失うものとする。

ア 通 知 日：令和 8 (2026) 年 10 月 5 日 (月)

イ 通知方法：電子メール

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、参加表明書の提出後、仕様書を熟読の上で、以下のア～オに基づき、企画提案書等を作成し、応募申請書（別記様式 6）に関係書類を添えて、令和 8（2026）年 10 月 20 日（火）午後 5 時（必着）までに、1（5）宛てに持参又は郵送により提出すること。

※ 郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書等の用紙は、原則として A 4 判用紙を使用することとし、A 3 判用紙を使用する場合には、A 4 判サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。なお、枚数に制限はないが、プレゼンテーションの説明時間（15 分）を踏まえて作成すること。

イ 企画提案書等の様式は任意であるが、別紙 2「留意事項」に基づき作成すること。なお、記載項目の順は問わない。

（ア） 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

（イ） 実施計画及び全体スケジュール

（ウ） 業務遂行人員体制

（エ） 類似事業の業務実績

（オ） 見積額

ウ 企画提案書等は、1 者 1 提案とする。

エ 応募申請に必要な企画提案書ほか関係書類の提出部数は、7 部（正本 1 部、副本 6 部）とする。なお、審査の公正を期するため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本 1 部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書等は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

4 委託契約候補者の選定

(1) 評価基準

別紙3「栃木県部活動地域展開等人材バンク及び研修動画システム構築・保守管理業務委託評価基準」(以下「評価基準」という。)のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーションを実施する。時間、場所については、別途通知する。なお、書類審査で足りると別途設置する選定委員会の長が判断した場合、プレゼンテーションを実施しない場合もある。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づきプロポーザル選定委員の意見(採点等)を聴取し評価を行う。ただし、審査結果の如何によっては、いずれの参加者も委託契約候補者に選定しないことがある。

(4) 選定委員会(プレゼンテーション)

ア 開催日：令和8(2026)年10月26日(月)

イ 所要時間：1者当たり25分を予定(説明15分、質疑10分)

ウ 注意事項

(ア) 選定委員会の会場、集合時間及び準備物等は、参加資格結果の通知と合わせて連絡する。なお、プレゼンテーションの順番は、事務局において厳正な抽選を行い決定する。

(イ) 選定委員会は非公開とする。

(ウ) プレゼンテーションは提出した企画提案書のみを用いて実施すること。

(5) 委託契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)による評価点の合計の平均点が最も高い者を委託契約候補者として選定する。

イ 評価点の合計の平均点が最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を委託契約候補者として選定する。

ウ 参加者が1者の場合、審査で算出された結果を参考に、選定委員会が審議により総合的に評価を行い、評価の高い提案と判断された場合は、委託契約候補者として選定することができることとする。

エ 企画提案者が多数の場合には、事前審査によりプレゼンテーション参加者を選定する場合がある。この場合、事前審査は健康体育課で行う。

オ ア～エに関わらず、評価点の合計の平均点が60点未満の者は、委託契約候補者として選定しない。参加者が1社であっても同様とする。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに参加者宛に通知するとともに、以下を栃木県ホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や意見は一切受け付けない。

ア 委託契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由

イ ア以外の参加者の数及びそれぞれの評価の総合点

ただし、参加者が2者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

(7) 失格事由

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が1(4)の委託料上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る各選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

5 契約手続

- (1) 選定された委託契約候補者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容を、そのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書等の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。また、それに伴い、経費やスケジュール等の修正等を求めることがある。
- (3) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (4) 選定された委託契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (5) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に変わる電子署名と電磁的記録が改編されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は、利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

6 その他

- (1) 企画提案書の作成等プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
なお、このプロポーザルが変更又は中止となった場合においても、企画提案書等の作成及び提出に要した経費等は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本事業については、地方自治法、地方財政法及び栃木県財務規則による制約が課せられ、一定の様式が要求され、責任義務等が生じる。